

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	河東地区(福島)	令和3年3月22日	令和4年3月7日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	75.38 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70.28 ha
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	15.34 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.79 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.10 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落の認定農業者は1名。 ○後継者が不足していることから、集落外の担い手が多数入作者として耕作している。 ○湯川村、喜多方市と隣接していることから会津若松市以外の入作者も耕作している。 ○兼業農家についても、今後高齢化していく中で耕作が継続できるかどうか課題である。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落の東側に位置する戸波地区及び北側に位置する村北地区の農地について、農地区画、農道等が狭小であり荒廃農地化している農地も一部あるため、耕作放棄化することが懸念されている。 ○圃場整備済みの水田では、水稻が主な作物となっているが、それ以外の水田（戸波地区、村北地区）では、野菜の作付や管理水田が多い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担い手である中心経営体については、入作者を含め構成されていることから、集落の担い手の今後の経営規模を含め検討していく。 ○担い手以外の兼業農家については、当面、現状維持で耕作を続けていく。 ○現在は農業委員会の利用権設定での貸し借りが中心だが、今後は農地中間管理機構の活用も併用して進めていく。 ○戸波地区及び村北地区における圃場整備導入の可能性について、調査研究していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地貸し付け等の意向

- 将来的に規模縮小・リタイヤを希望する耕作者の農地が約15ha有。引受先については、集落外の担い手において拡大意向があることから引き受けは可能。集落内の担い手を含め集積を検討していく必要がある。
- 割田地区については現在、自家野菜の生産等により農地を維持しているが、担い手への集積も進んできており、高齢化も進展してきていることから、今後も担い手への集積を推進していく。

② 新たな担い手の育成

- 集落内の農業者は兼業農家を含め複数名いるが、経営規模を拡大していく意向が今現在ないことから、今後は作業ノウハウの継承や支援等を集落で協力して進め後継者の育成を図っていく必要がある。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の多面的な機能を維持していくため、多面的機能支払制度に継続して取り組むこととする。
- 組織体制についても、全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内の農家・非農家についても協力して運営していく。
- 今回作成した「人・農地プラン」については、後継者が維持継承できるように、多面的機能支払制度の推進活動である検討会の中で定期的に確認を行い、農事組合とも連携し、適宜更新を図っていく。

④ 集積・集約しない農地の対応

- 担い手へ集積・集約化しない農地については、兼業農家が引き続き耕作を継続していく。